平成２５年（フ）第５２９号
川崎市多摩区南生田４丁目６番12号
破産者　有限会社スズケン
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６０８号
川崎市川崎区追分町17―３―401、商業登記簿上の本店所在地横浜市瀬谷区下瀬谷３丁目57番地１下瀬谷団地７棟732号
破産者　有限会社末君工業
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
相模原市南区御園３丁目18番５号
破産者　株式会社ファンブランドソリューションズ
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第５５号
福井県大野市中保第４号10番地１
破産者　畑中土木株式会社
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
福井市羽水１丁目204番地
破産者　株式会社ヤマセイ
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
福井市東郷二ケ町第24号11番地の１
破産者　有限会社ウル一企画
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３８号
福井市二の宮４丁目11番22号
破産者　株式会社ナノリサ一チ
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９６１号
神戸市兵庫区和田山通１丁目２番25号Ｂ―308
破産者　有限会社共立樹脂工業所
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１号
岡山市南区福島２―１―38―２　森本方、営業所の住所岡山市南区若葉町７番３号
破産者　駄場崎内科医院こと　駄場﨑　浩
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２号
岡山市南区若葉町７番３号
破産者　有限会社テイ・エム・エス
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９号
岡山市中区平井７丁目22番30号　101号、開始決定時の住所岡山市南区若葉町７番３号
破産者　多田視余子（旧姓駄場﨑）
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５７号
岡山市北区辰巳117番地１　101、旧住所岡山市南区若葉町７番３号
破産者　駄場﨑　聡
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５４号
岡山市中区平井６丁目19―７―５、住民票上の住所岡山市中区平井６丁目13番24号
破産者　駄場﨑　恒
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６９号
岡山市南区洲崎２丁目14番６号
破産者　有限会社雅樹建設
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７０号
岡山市南区洲崎２丁目14番６号
破産者　岩田　成樹
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９３号
岡山市北区田町２丁目14番11号
破産者　有限会社割烹吉乃
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９４号
岡山市中区長岡　県営住宅東岡山団地488号
破産者　芳野カツコ
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５２号
広島県安芸郡熊野町初神４丁目17―24、商業登記簿上の本店所在地広島県安芸郡熊野町1130番地の11
破産者　有限会社三和企画
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４９号
広島県安芸高田市八千代町向山585番地の２
破産者　藤田産業有限会社
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１号
佐賀県唐津市二タ子３丁目８―７、登記簿上の本店所在地佐賀県唐津市藤崎通6880番地15
破産者　有限会社加茂商店
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第５７５号
熊本市中央区南坪井町１番３―１号２Ｆ
破産者　有限会社いはら
1　決定年月日　平成26年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係